

青森市指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

指定障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減等を図る観点から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が施行されることに伴い、所要の改正をするために制定するもの。

2 改正する条例

条例番号	条例の名称
1	青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年条例第 75 号)
2	青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年条例第 76 号)
3	青森市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年条例第 77 号)
4	青森市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年条例第 78 号)
5	青森市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年条例第 79 号)
6	青森市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年条例第 80 号)
7	青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (令和元年条例第 1 号)
8	青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 26 年条例第 30 号)
9	青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年条例第 74 号)
10	青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例 (令和 3 年条例第 8 号)

3 改正内容

(1) 業務負担の軽減と利便性の向上

事業者の業務負担軽減

- ・諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的記録による対応を認める

利用者の利便性向上と事業者の業務負担軽減

- ・利用者への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、原則として電磁的方法による対応を認める

(2) その他

- ・章（雑則）の追加
- ・条ずれ等の整理
- ・語句の訂正

4 施行期日

令和 3 年 7 月 1 日